

幼児教育・保育無償化のお知らせ

幼児教育・保育無償化 および 子育てのための施設等利用給付認定とは

幼児教育・保育を無償化するためのしくみを「子育てのための施設等利用給付」といいます。
基本の保育料は既存の「子ども・子育て支援制度」で対応していますが、認可外保育施設等の場合、「子ども・子育て支援制度」の対象外となってしまうため、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

認可外保育施設等
利用者

1. 教育・保育支給認定

認可外保育施設は支給認定がないため、
保育料の無償化を受けることができません。

↓ 保育料の無償化を受ける場合

2. 子育てのための施設等利用給付認定

保育料の無償化には
条件があります

年齢により給付認定区分が決まります。
ただし、無償化の金額には上限があります。

認定後

新2号認定

(4月1日時点で3歳以上のお子さま)

月あたり37,000円まで無料

新3号認定

(4月1日時点で0～2歳児で
市民税が非課税世帯のお子さま)

月あたり42,000円まで無料

《給付認定の条件》

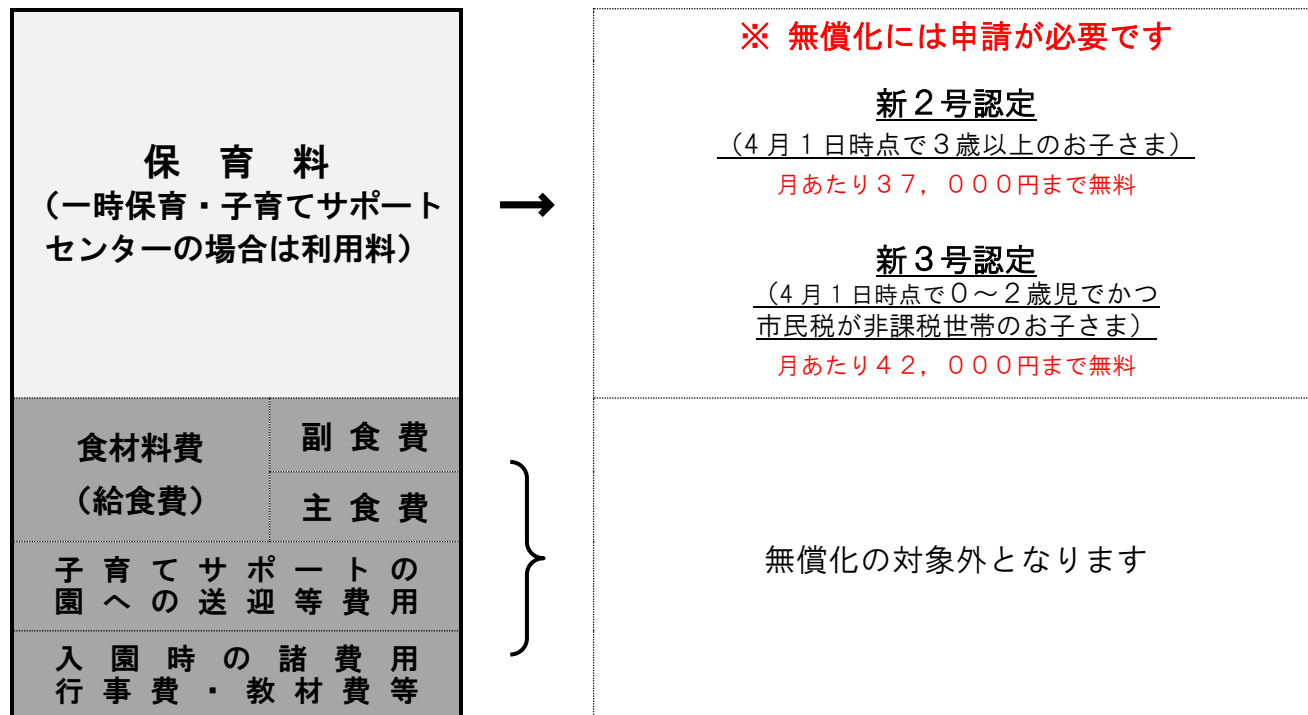
- ・就労、産前産後期間、傷病、介護、求職活動などで保育を必要とする事由（保育の必要性）が認められる場合

【計算例】

	自己負担額	
例① 新2号認定を受けているお子さまの その月の保育料が50,000円であった	13,000円	50,000円 - 37,000円
例② 新2号認定を受けているお子さまの その月の保育料が30,000円であった	0円	差し引きマイナスとなるため、無料。
例③ 新3号認定を受けているお子さまが その月に認可外保育施設を利用し、 その月の保育料が35,000円であった また、保育所の一時保育事業を 利用したので、その月に利用料が 10,000円かった	3,000円	35,000円 + 10,000円 - 42,000円 その月に複数の認可外保育施設・一時保育・子育てサポートセンターの預かり支援等を受けた場合、負担した額を合算して無償化の差し引きを行います。

無償化後にかかる費用について

あくまで、無償化する範囲は「保育料」のみです。
実費徴収の費用（食材料費・行事費・教材料費等）は無償化の対象外となります。



子育てのための施設等利用給付の手続き方法について

無償化の対象となる場合、別紙「子育てのための施設等利用給付の手続き方法」をご参照の上、必要書類の提出をお願いします。

※ 網走市内の幼稚園・認定こども園を利用されている場合、認可外保育施設等を併用した利用分については無償化の対象外となります。

※ 複数の子育てのための施設等を利用している場合は、申請は主に利用をしている施設等にて行ってください。(それぞれの施設へ申請は不要です。)

※ 子育てサポートセンターの園への送迎のみは、無償化の対象外となります。
(無償化の対象となるのは、お子さまの預かり利用および送迎をともなう預かり利用となります。)